

December, 2015



マイナンバー制度と企業の関わり

はじめに

いよいよマイナンバー制度の運用開始が目前に迫ってきました。原稿執筆中の平成27年12月初旬の今、通知カードの発送が遅れていることが話題になっていますが、この号が発刊される頃には、皆様のお手元にマイナンバーが届いているのではないかと思います。

経営者の方、また、人事総務など関係部署の方は、ご対応の労があったと思いますが、社員向け研修などの場では、まだまだ現場への周知不足を感じることもあります。そこで今回は、マイナンバー制度の基本的事項について説明したいと思います。

マイナンバー制度とは

マイナンバーとは、日本に住民票のあるすべての人に対して付与される12桁の番号のことです。平成27年10月の第1月曜日の5日時点で住民票に記載されている住民が付番の対象ですので、住民票のある外国人の方も対象になる一方、外国に居住する日本人で、同時点で日本に住民票をおいていない人は対象となりません（帰国後住民票が作成された段階で、マイナンバーが付与されます）。マイナンバーは出生から死亡まで原則として変更されることはありません。

マイナンバー制度は、複数の行政機関で管理されている個人情報如同一人の情報であることを確認するためのインフラとして整備されるものであり、制度の導入により、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平かつ公正な社会の実現が期待される、と説明されています。

マイナンバーの利用目的

マイナンバーは行政事務で利用されるものですが、その利用目的は税・社会保障・災害対策の3分野に限定されています。災害対策は、制度の検討過程で東日本大震災が起ったことをきっかけにして、利用目的に含められました。平時においては税・社会保障の分野のみ、ということになります。更に地方公共団体では、条例によって利用目的を追加することも可能とされています。

この利用目的の限定は、制度理解の上で非常に重要なポイントになります。行政でもこのように利用分野が限定されているのですが、逆にいえば、民間での自由な利用は一切行うことができないということです。たとえば、マイナンバーを、従業員の営業成績の管理のための番号として利用したりすることは、目的外利用になりますので、絶対にしてはなりません。便利そうだから色々ビジネスに使えるのではないかと、という発想でマイナンバーを扱ってはいけません。

マイナンバー制度の法律の正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）です。そもそも、「行政手続」において利用することが予定された番号、ということです。

制度実施スケジュール

平成27年10月から通知カードによるマイナンバー通知が開始されていますが、平成28年1月以降、希望者は、個人番号カードを通知カードと交換して、自治体の窓口で受け取れるようになります。個人番号カードは、氏名・住所・性別・生年月日とマイナンバーのほか顔写真が掲載されるICカードです。

そして1月から、マイナンバーを利用した行政事務も開始されます。社会保障のうち年金分野については、平成27年の日本年金機構からの個人情報流出事件により、利用開始が1年遅れになり、平成29年1月からの利用開始になりました。

平成29年1月からは、マイナポータルへの運用開始が予定されています。このサイトにログインすれば、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつでもやりとりしたのかの確認や、行政機関からのお知らせ情報の確認ができるようになります。

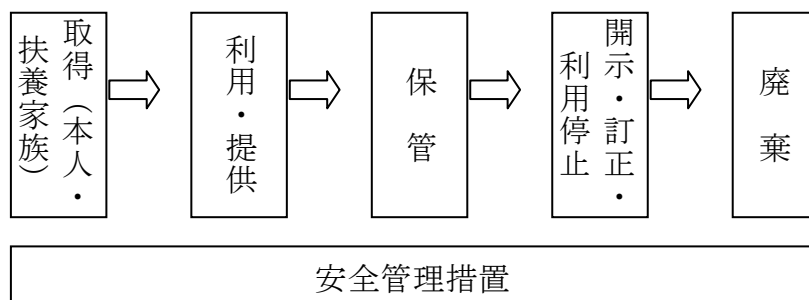
企業とマイナンバー制度

では、このようなマイナンバー制度と企業とはどのような関わりを持つのでしょうか。

企業は、税分野との関係では源泉徴収票・給与支払報告書・支払調書等を、社会保障分野との関係では、健康保険・厚生年金・雇用保険等に関わる書類を作成し、税務署や年金事務所等に提出することとなっていますが、このときに社員や外注先(支払先)のマイナンバーを、書類に記載することになります。そのため、社員や外注先からマイナンバーを取得しておかなくてはなりません。つまり、企業は、行政がマイナンバーを行政事務に用いることに協力する立場にたつこととなります。

企業に課せられる義務

企業とマイナンバーとのかかわりについては、次のようなステップがありますが、このそれぞれの場面に義務が課され、その管理にあたっては、安全管理措置を講ずることが必要とされています。



(政府広報オンラインの図をもとに作成)

安全管理措置について番号法では「個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」(33条)と抽象的規定があるのみですが、その具体的な内容については、特定個人情報保護委員会が詳細なガイドラインを定めています。その一部を挙げてみますと、①取得の場面では、利用目的を特定して通知をすること、本人確認をした上でマイナンバーを取得することが必要です。②利用・提供場面では、目的外利用の禁止が徹底されなければなりません。③保管・廃棄場面では、安全管理措置に従った管理の他、マイナンバーを含む個人情報に関

する事務の外部委託先の監督義務が委託元に課されており、マイナンバー関連の事務が終了した場合には、速やかにマイナンバー情報を廃棄しなければなりません。中小規模事業者（所定の要件あり）については、取扱うマイナンバーの数が少なく、社員の人数も限られていることなどから、より対応のしやすい方法が示されています。

違反の場合のペナルティ

マイナンバーの悉皆性（住民票を有する者すべてに付与される）・唯一無二性（1人1番号で重複がない）・視認性（暗号化などされず見える番号）・基本4情報とセット（氏名、住所、性別、生年月日と紐づけて管理）という特質があり、また出生から死亡まで原則として不変です。

このようなマイナンバーは強い個人識別機能をもつことになり、マイナンバーをキーナンバーとして情報の不正な追跡や突合がなされた場合に広範な個人情報が漏洩するのではないかという不安が、制度検討時に示されていました。このような不安への対応策として、マイナンバーに関する各行政庁が保有する情報について集中管理をせず、情報ネットワークシステムを介して照会する方式としました。これらの対応に加えて、マイナンバーを扱う民間に対しても、厳格な取扱い準則を定め、違反に対するペナルティも用意されることとなりました。

企業において、番号法に違反した取り扱いがあった場合には、特定個人情報保護委員会から指導・助言、勧告・是正命令、報告・資料提出要求がなされます。同委員会は立ち入り検査の権限も有しています。違反があったり虚偽報告がなされたりすると、刑事罰の対象になります。また、マイナンバー事務担当者が正当な理由なくマイナンバーを含む資料を第三者に提供した場合、詐欺・暴行・脅迫等によりマイナンバーを取得する行為などにも、刑事罰が用意されています。従業員が業務に関して違反行為を行った場合は、法人も処罰される「両罰規定」が設けられていることも重要な点です。

個人情報については、数多くの漏洩事件が起こってきました。マイナンバーについても、漏洩が起こった場合は、漏洩された個人から、漏洩をした個人やその所属企業に対する損害賠償請求があることも予想されます。個人情報の漏えい事件では、具体的な損害というより、情報が漏えいしたことに対する不安感に対する慰謝料の

請求がなされることがほとんどです。マイナンバーの特質から、漏洩があった場合の個人の不安感は大きなものであることも予想され、このような民事リスクも踏まえて適正な管理体制を構築しておくことが大事になってきます。

今後の見通しなど

すでに平成 27 年の国会で預金口座への付番、特定健診・保険指導事務等での利用など、利用範囲を拡充する番号法改正法が成立していますし、現在もマイナンバーの活用方法に関する検討が続けられています。

一方で、通知カードの発送遅れ、自治体での住民票発行時にマイナンバーの記載・不記載に関する過誤があるなどの状況で、運用開始に伴う混乱もまだまだありそうです。既に、市役所の職員を名乗る者が自宅を訪れ「マイナンバーカードにお金がかかる」(実際は無料)などと言われて金銭を詐取された、などの事例も起きており、個人のレベルでは、安易に他人にマイナンバーを提供しない、という意識が必要です。今後も、制度の動向に注目です。